

議案第7号

東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例を廃止する条例

東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例（平成14年東久留米市条例第7号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金条例の廃止）

- 2 東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金条例（昭和52年東久留米市条例第36号）は、廃止する。

（貸付金の償還に関する経過措置）

- 3 この条例による廃止前の東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例の規定に基づき資金の貸付けを受けた者に係る当該貸付金の償還については、なお従前の例による。

（東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金条例の一部改正）

- 4 東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金条例の一部を次のように改正する。
第2条中「500万円」を「444万9,000円」に改める。

（提案理由）

本貸付制度は、長期間にわたり利用実績がなく、一定の役割を終えたものと考えことから、本制度を廃止するため、関連する条例を改正及び廃止する必要がある。